

労金推進委員会規則

- 第1章 総 則
- 第2章 預 金
- 第3章 借入れ
- 第4章 事業の監査
- 第5章 その他

国土交通労働組合 東京気象支部

国土交通労働組合東京気象支部労金推進委員会規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、国土交通労働組合東京気象支部(以下支部という)規約第4条(8)項に基づき、支部および組合員が中央労働金庫(以下労金という)を利用するに際し、その公正円滑を期し、もって組合員の福利厚生事業の一環として労金運動を推進することを目的とする。

ただし、この規則は、独自に労金の会員となっている分会には適用しない。

(名称)

第2条 この委員会は、国土交通労働組合東京気象支部労金推進委員会(以下委員会といふ)という。

(活動)

第3条 委員会は、労金に関する次の活動を行う。

- (1) 組合員への宣伝と普及。
- (2) 組合員およびその家族の預金の取扱い。
- (3) 組合員の借り入れ申込の取扱い。
- (4) 支部の資金の預入および支部が労金より借入れる場合の協力。
- (5) 借入金の優先返済(第13条)に関する申請書の取扱い。
- (6) 組合員の意見、要望を労金に反映させること。
- (7) その他、目的達成に必要な事項。

(委員長、委員及びその任期)

第4条 委員会の委員長は、地本会計部長とし、委員は本庁各部から支部委員長が指定した若干名と支部書記とする。

委員の任期は、支部の年度に準ずる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は原則として委員長がその必要を認めたとき開催し、第3条に定める活動の執行と点検を行う。

(労金担当役員)

第6条 委員会の活動を援助し、分会で労金を推進するため、各分会は労金担当役員をおく(選出できないときは分会執行部が代行)。労金担当役員は、組合員の預金、借り入れ等の相談に応じ、また、分会の労金取扱の責任者となる。

第2章 預 金

(預金とその方法)

第7条 委員会は労金が取扱う各種預金を積極的に推進し、組合員の希望する預金を、次の方法で取扱う。

- (1) 預金者は、原則として毎月一定額を組合費と同じく給与から差し引くこととし、労金担当役員は、預金を、毎月19日までに委員会(事務局)を通じて労金に預け入れるものとする。
- (2) 組合員またはその家族が直接労金に預金する。

第2章 借入れ

(借入れとその方法)

第8条 組合員は、支部執行委員会の決定の範囲内において、労金が取り扱う各種融資制度を利用することができます。

借入れを希望する組合員は、所定の用紙に必要事項を記入し、分会の労金担当役員を通じて委員会に申込み、手続きを行う。

(連帯保証人)

第9条 連帯保証人は、支部組合員で、十分補償能力を有するものとする。

組合員は二件まで他の連帯保証人になることができる。

(借入れ限度額)

第10条 組合員一人が借入れできる限度額は原則として労金の定めによる。

(借入れの適否)

第11条 委員会は、組合員の借入れ申込みについては、その用途、生活状態、所得額と返済能力等を検討し、50万円以上については、さらに支部執行委員会の審議後に、借入れの適否を決定する。

(返済)

第12条 借入者は、原則として毎月の返済金を組合費と同じく給与から差し引くこととし、労金担当役員は返済金を預金と一緒に毎月19日までに委員会を通じて労金に払い込むものとする。

(優先返済)

第13条 借入者が債務を完済しないうちに、退職、死亡あるいは組合員(東京気象支部)の資格を失った場合は、本人の賃金、退職金などを他の債務に優先させて労金に弁済充当するものとする。

借入者が返済できない場合は連帯保証人が直ちに返済しなければならない。

第3章 事業の監査

(監査)

第14条 支部監査委員会は、支部の監査に準じて、委員会の活動、帳簿その他について監査する。

第4章 そ の 他

(規約の解釈)

第15条 この規則に疑義が生じた場合には支部執行委員会の解釈による。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、支部執行委員会で審議し支部大会または支部委員会の承認をえなければならない。

(実 施)

第17条 この規則は1986年9月6日より実施する。

2005年9月9日 一部改正 [第1条の改正]

2012年2月4日 名称の変更